

不登校児童生徒支援の先行事例紹介

1 フリースクール運営者に対する補助 (札幌市)

(1) 名称 札幌市フリースクール等民間施設事業費補助金

(2) 概要

不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設の活動を支援し、児童生徒の社会的自立を図ることを目的として、施設の設置者に対し、児童生徒の指導体制の整備、教材や体験学習等に係る経費の一部を助成する。

令和4年度当初予算 (20,000 千円)

(3) 対象 (以下の要件全てを満たす場合)

- ① 不登校児童生徒に対する相談、指導を主たる目的としている
- ② 非営利法人 (学校法人を除く) が運営する施設であって、かつ2年以上の活動実績 (任意団体として活動していた期間を含む。) がある
- ③ 学校との間に十分な連携、協力関係が構築されている
- ④ 複数の児童生徒 (小・中学生) を受け入れている
- ⑤ 施設の利用料が比較的低額であり、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められる

(4) 対象経費及び補助金額

補助メニューごとの上限額及び児童生徒数に応じた年間補助限度額がある。

- ① 必要職員の確保 (上限: 職員1名につき 1,260 千円 6,000 円/日×210 日)
- ② カウンセラー配置 (上限: 600 千円 5,000 円/h×2h×60 日)
- ③ 教材・教具の整備、体験学習・実習費 (上限: 800 千円)
- ④ 施設借上料 (上限: 600 千円 50,000 円×12 月)

1 団体あたりの年間補助上限額

児童生徒数8名以下: 1,600 千円 ~ 児童生徒数33名以上: 3,200 千円

2 フリースクール利用者に対する補助（滋賀県草津市）

(1) 名称 草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金

(2) 概要

不登校児童生徒の社会的自立を図り、不登校児童生徒の通いの場を確保することを目的として、草津市が認定するフリースクール（以下「認定施設」という。）を利用する児童生徒（草津市立小学校又は中学校に在籍し、かつ、草津市に住所を有する）の保護者に対し、保護者が負担した施設の授業料を補助する。

令和3年度予算（1,920千円）

(3) 対象（以下の要件全てを満たす場合）

- ① 申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上、在籍校に登校していない児童生徒の保護者
- ② 認定施設に、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者
- ③ 認定施設での児童生徒の様子等に関する情報について、認定施設が在籍校に情報提供することを承諾する保護者
- ④ その他対象経費の補助を別の団体等から受けていない者
- ⑤ 市税の滞納がない者

(4) 補助金額

1月あたりの限度額は、児童生徒1人あたり40,000円

対象者(補助率) 生活保護受給者(10/10) 就学援助受給者(3/4) 左記以外(1/2)

(5) 認定施設の基準（民間団体が経営し、以下の要件全てを満たす場合）

- ① 利用する児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組を原則として学校の授業時間内に提供することができる
- ② 市長又は学校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市及び在籍学校と連携することができる
- ③ 利用する児童生徒及び保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供することができる
- ④ 業務上知り得た児童生徒及び保護者の個人情報について、他の目的に使用しない

出典：草津市ホームページ <https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/teatejosei/freeschool900.html>

3 フリースクール運営者及び利用者に対する補助（茨城県）

(1) 名称 令和3年度茨城県フリースクール連携推進事業費補助金

(2) 概要

不登校児童生徒が、学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、補助要件を満たしたフリースクール及びフリースクールに通所している児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し、補助金を交付する。

令和4年度当初予算（8,600千円）

(3) 運営者の基準（以下の要件全てを満たす場合）

ア 県内に所在する

イ 不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有し、一定の社会的信用を有している

ウ 不登校児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築している

エ 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいる

オ 個人の状況に応じた相談・指導が行われている

カ 指導に必要な職員を、複数人有している

キ 不登校児童生徒の相談・指導を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有している

ク 週3日以上、開設している

ケ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない

コ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でない

サ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でない

シ 国又は地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けていない

(4) 対象利用者（以下の要件全てを満たす場合）

① 茨城県内に居住していること

② 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯）であること

③ 上記ア～シのうち、イ、ウ、ケ、コ、サの要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること

(5) 対象経費及び補助金額（運営者）

補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とする。

補助限度額は、1施設あたり年間1,000,000円とする。

補助対象経費

- ① 常勤職員の1名分の人件費（給料、諸手当）
- ② 学習に係る教材や参考図書の購入費
- ③ 体験活動に係るバス借上料及び施設入場料
- ④ 外部講師招へいのための謝金及び旅費

(6) 対象経費及び補助金額（利用者）

補助率は、保護者が支払う金額の2分の1以内とする。

補助限度額は、不登校児童生徒1人につき、1月あたり15,000円とする。

補助対象経費

フリースクールへの通所に係る授業料等

出典：茨城県ホームページ

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/shochu/shido/freeschool/index.html>

4 フリースクール以外も含めた利用者に対する補助（大阪市）

(1) 名称 大阪市塾代助成事業

(2) 概要

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾等の学校外教育サービスの利用にかかる経費を助成する。

令和4年度当初予算（2,367,000千円）

(3) 対象

事業者（以下の要件全てを満たす場合）

学校外教育サービスを継続的に提供している民間事業者で、本事業の目的に賛同し、要綱に定める要件を満たす者のうち、登録受理決定通知書を受けた民間事業者。

- ① 事業の趣旨を理解し、良質な学校外教育サービスを提供するとともに、当該サービス提供に際しての利用生徒の安全を確保する
- ② 利用生徒及びその保護者の個人情報の保護について、万全を期す
- ③ 出席及び指導状況を記録し、市長が求めた場合はその記録を開示し、提供する
- ④ 偽りその他の行為によって不正に第23条の規定による請求を行わない
- ⑤ 当該利用生徒以外の塾代助成カードの利用や、偽造された塾代助成カードを発見した場合は、速やかに大阪市若しくは運営事業者に通報する
- ⑥ 本事業の効果測定のために実施する調査に協力する

対象事業

- ① 集団又は個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム。
- ② 文化活動又はスポーツ活動の練習、稽古等の指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると市長が認めるもの。

生徒（利用者）

大阪市の区域内に居住し、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部に通学する者及びそれらに準じると市長が認める者

補助対象者（利用者の保護者）

- ① 所得要件に該当する者（住民税非課税世帯とは限らない）
- ② 生活保護受給者

(4) 補助金額

1月あたりの塾代助成カードの利用上限額は1万円とする

出典：大阪市ホームページ <https://juku-osaka.com/file/pdf/guideline.pdf>